

6 今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市小百1719番地
今北漁業協同組合
宇都宮市平出工業団地6番地7
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第9号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、今北漁業協同組合及び栃木県鬼怒川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、うぐい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣、ルアー及びフライ以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、いわな、うぐい及びうなぎ	3月21日以降組合が定めて公示する日から9月19日まで
かじか	4月1日から9月19日まで
にじます	3月21日以降組合が定めて公示する日から9月19日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
砥川大滝平地先大滝橋から上流の砥川、シャジ沢川、ハタノ沢川、花菱沢川及びネベ沢川	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	区 域	魚 種	遊漁料	附加料金
年間券	特別漁場を除く区域	全魚種	4,500 円	500 円
年間券	特別漁場を除く区域	雑魚	1,000 円	200 円
日釣券	特別漁場を除く区域	全魚種	1,500 円	500 円
日釣券	特別漁場を除く区域	雑魚	300 円	100 円
特別漁場日釣券	特別漁場（日光市小百地先小沢入沢川合流点から上下流各 300 メートルの区域の小百川）	全魚種	3,500 円	—

注 1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりさくらす・やまめ、いわな及びにじますを除いた魚種をいう。

2 特別漁場において遊漁をできる期間は、3月1日から11月30日までとする。

3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

18歳以下の者	無料
肢体不自由者（身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

（漁場監視員）

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場監視員を指名することができる。

2 漁場監視員は、別に定める漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

この規則は、平成29年12月5日から施行する。

この規則は、令和2（2020）6月26日から施行する。